様式第１号(第７条関係)

 　 　 　年　　月　　日

武豊町長

住　所

申請者　氏　名

連絡先

武豊町不良住宅判定申請書

　武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱第８条の規定による判定を受けたいので、第７条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

　なお、第８条で規定する現地調査を行うため、武豊町職員が当該空家の敷地及び建物内へ立ち入ることを承諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 空家の所在地 | 武豊町 |
| 空家の概要 | 形態 | 一戸建て　長屋　共同住宅　併用住宅 |
| 構造 | 木造　　非木造（　　　　　　　　） |
| 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 空家となった時期 | 年　　　月 |
| 空家となった理由 |  |

様式第３号（第10条関係）

　　年　　月　　日

武豊町長

住　所

申請者　氏　名

連絡先

武豊町住宅等撤去費補助金交付申請書

武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１　所在地　　　　武豊町

２　物　件（該当するものを〇で囲む）

　ア　空家　（評点の合計　　　　　　）

イ　旧基準木造住宅　（判定値　　　　　　）

３　延べ面積　　　　　　　　　　　ｍ2

４　補助申請額　　　　　　　　　　円

５　施工業者　　　住　　所

会 社 名

許可番号

電　　話　　　　　　　　　　　　　　　担当

対象要件を確認するために申請者の納税情報等を閲覧することについて

□　同意します

□　同意しません

（同意しない場合は、武豊町が発行する、町税の滞納がない旨を証する書類を添付すること）

様式第５号（第12条関係）

　　年　　月　　日

武豊町長

住　所

申請者　氏　名

連絡先

武豊町住宅等撤去費補助金変更承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号により補助金交付決定の通知を受けた住宅等撤去工事の内容を下記のとおり変更したいので、武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

１　所在地　　　　　武豊町

２　変更の内容（該当するものを〇で囲む）

①　撤去工事費の変更　　添付書類）撤去工事費の見積書

②　申請者の変更　　　　添付書類）申請者との関係がわかる書類

３　変更後の補助申請額　　　　　　　　　　円

②の場合

対象要件を確認するために申請者の納税情報等を閲覧することについて

□　同意します

□　同意しません

（同意しない場合は、武豊町が発行する、町税の滞納がない旨を証する書類を添付すること）

４　変更の理由

様式第７号（第13条関係）

　　年　　月　　日

武豊町長

住　所

申請者　氏　名

連絡先

武豊町住宅等撤去中止届

　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号により補助金交付決定の通知を受けた住宅等撤去工事については、下記のとおり中止したいので、武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱第13条の規定により届け出ます。

記

１　所在地　　　　　武豊町

２　中止の理由

様式第８号（第14条関係）

　　年　　月　　日

武豊町長

住　所

申請者　氏　名

連絡先

武豊町住宅等撤去完了実績報告書

　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号により補助金交付決定の通知を受けた住宅等撤去工事が下記のとおり完了したので､武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱第14条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

１　所在地　　　　武豊町

２　完了年月日　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

様式第11号（第17条関係）

　　年　　月　　日

武豊町長

住　所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

武豊町住宅等撤去費補助金支払請求書

武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

１　事業名　　　　武豊町住宅等撤去費補助事業

２　支払請求額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　額 |  | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | 金融機関名 | 銀行金庫農協 | 本店支店 |
| 銀行・支店コード |  |  |  |  |  |  |  |
| 預金の種類 | 　普通・当座　（該当を○で囲む） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

※口座名義人は申請者と同一であること